



龍ヶ崎市公告第1号

下記の建設工事について、一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和7年1月6日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

1 入札に付する事項

- | | |
|--------|--|
| (1) 件名 | 令和6～7年度新長戸コミュニティセンター整備工事（建築工事） |
| (2) 場所 | 龍ヶ崎市半田町55 |
| (3) 概要 | 新長戸コミュニティセンター整備工事（建築工事）・・・1.0式
体育館改修工事（建築工事）・・・1.0式 |
| (4) 工期 | 本契約の日から令和8年3月31日まで
（ただし、検査期間14日間を含む） |

2 入札参加形態

入札参加形態は、単体企業又は龍ヶ崎市契約事務等に関する規程（平成6年龍ヶ崎市告示第7号。以下「規程」という。）第19条から第25条の規定に基づき、本件を目的として結成された特定建設工事共同企業体のいずれかとする。なお、単体企業及び特定建設工事共同企業体に重複（複数の特定建設工事共同企業体への重複を含む。）して本入札に参加することは認めない。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本入札に参加する者に必要な資格は、記2に掲げる入札参加形態に応じ、次に掲げる条件をすべて満たしていることについて、記4の手続きにより龍ヶ崎市長の確認を受けた者とする。

【単体企業として参加する場合】

- ① 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないこと及び第2項の規定により龍ヶ崎市の入札参加制限を受けていないこと。
- ② 規程第37条若しくは第38条又は龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団等の排除対策措置要綱（平成20年龍ヶ崎市告示第17号。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定による指名停止の期間内でないこと。
- ③ 規程第11条第1項に規定する令和5・6年度競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）において、「建築一式工事・A等級」として登載されていること。
- ④ 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定により「建築工事業」について建設業の許可を受け、当該許可を受けてから5年以上継続して営業を行っており、かつ、特定建設業の許可を受けていること及び規程別表第1に規定する「龍ヶ崎市の市内業者（龍ヶ崎市に主たる営業所がある者に限る）」の認定を受けていること。
- ⑤ 当該工事に関し、現場代理人及び法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を契約工期中（完了検査合格後を除く。以下同じ。）専任で配置することが可能であること。なお、専任を要する期間の始期については、原則として、記18（5）に掲げる本契約の日からとする。
- ⑥ 発注年度前10年度間及び本年度において、当該工事と同種の公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事をいう。以下同じ。）の元請の履行実績（引渡しが完了した工事に限る。以下同じ。）を有すること。
※同種の公共工事とは、建築一式工事とする。
- ⑦ 契約締結予定日から起算して1年7月以内の審査基準日の法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていることが、同法第27条の29の規定による総合評価値の通知により確認できること。
- ⑧ 暴力団員が実質的に経営を支配する者その他これに準ずる者として警察から龍ヶ崎市が行う入札からの排除要請があった者であって、当該排除要請が継続しているもの等、明らかに契約の相手方として不適当であると認められるものでないこと。

【特定建設工事共同企業体として参加する場合】

(1) 共同企業体の構成

- ① 構成員数 2者とする。
- ② 出資比率 30%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

(2) 代表者の要件

- ① 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないこと及び第2項の規定により龍ヶ崎市の入札参加制限を受けていないこと。
- ② 規程第37条若しくは第38条又は要綱第3条第2項の規定による指名停止の期間内でないこと。
- ③ 名簿において、「建築一式工事・A等級」として登載されていること。
- ④ 法第3条の規定により「建築工事業」について建設業の許可を受け、当該許可を受けてから5年以上継続して営業を行っており、かつ、特定建設業の許可を受けていること及び規程別表第1に規定する「龍ヶ崎市の市内業者」の認定を受けていること。
- ⑤ 当該工事に関し、現場代理人及び法第26条に規定する監理技術者を契約工期中専任で配置することが可能であること。なお、専任を要する期間の始期については、原則として、記18(5)に掲げる本契約の日からとする。
- ⑥ 発注年度前10年度間及び本年度において、当該工事と同種の公共工事の元請の履行実績を有すること。
※同種の公共工事とは、建築一式工事とする。
- ⑦ 契約締結予定日から起算して1年7月以内の審査基準日の法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていることが、同法第27条の29の規定による総合評定値の通知により確認できること。
- ⑧ 暴力団員が実質的に経営を支配する者その他これに準ずる者として警察から龍ヶ崎市が行う入札からの排除要請があった者であって、当該排除要請が継続しているもの等、明らかに契約の相手方として不適当であると認められるものでないこと。

(3) 代表者以外の構成員の要件

- ① 記3【特定建設工事共同企業体として参加する場合】(2)①～②及び⑥～⑧に掲げる要件を満たすこと。
- ② 名簿において、「建築一式工事・A等級又はB等級」として登載されていること。
- ③ 法第3条の規定により「建築工事業」について建設業の許可を受け、当該許可を受けてから3年以上継続して営業を行っていること及び規程別表第1に規定する「龍ヶ崎市の市内業者」の認定を受けていること。
- ④ 当該工事に関し、法第26条に規定する主任技術者(国家資格を有する者に限る。)を契約工期中専任で配置することが可能であること。なお、専任を要する期間の始期については、原則として、記18(5)に掲げる本契約の日からとする。

4 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加希望者は、記2に掲げる入札参加形態に応じ、(3)に掲げる申請書及び資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出期間内に申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

- (2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限をもって行うものとし、その結果は令和7年1月21日までに通知する。

(3) 申請書及び資料の提出

申請書及び資料は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

【単体企業として参加する場合】

- ① 競争入札参加資格確認申請書(単体企業)(規程様式第13号) 1部
- ② 競争入札参加資格確認資料 各1部
 - ア 施工実績 記3【単体企業として参加する場合】⑥に掲げる資格を有することを判断できる工事の施工実績(龍ヶ崎市競争入札参加者心得(平成6年龍ヶ崎市告示第15号。以下「入札心得」という。)様式第2号)
 - イ 配置予定の技術者等 記3【単体企業として参加する場合】⑤に掲げる資格を有することを判断できる配置予定技術者等の資格等(入札心得様式第3号)

【特定建設工事共同企業体として参加する場合】

- ① 一般競争参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）（規程様式第5号） 1部
 - ② 特定建設工事共同企業体協定書（規程様式第17号）の写し 1部
 - ③ 競争入札参加資格確認申請書（特定建設工事共同企業体）（規程様式第13号） 1部
 - ④ 委任状（特定建設工事共同企業体） 1部
 - ⑤ 競争入札参加資格確認資料 構成員ごとに各1部
- ア 施工実績 記3【特定建設工事共同企業体として参加する場合】（2）⑥及び記3【特定建設工事共同企業体として参加する場合】（3）①に掲げる資格を有することを判断できる工事の施工実績（入札心得様式第2号）
- イ 配置予定の技術者等 記3【特定建設工事共同企業体として参加する場合】（2）⑤及び記3【特定建設工事共同企業体として参加する場合】（3）④に掲げる資格を有することを判断できる配置予定技術者等の資格等（入札心得様式第3号）

(4) 申請書及び資料の受付

申請書及び資料は、次のとおり受け付ける。

- ・ 提出期間 本公告の翌日から令和7年1月14日までの閉庁日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- ・ 提出場所 龍ヶ崎市総務部財政課（契約指導検査グループ）（電話0297-60-1551）

(5) その他

申請書及び資料の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

- ① 提出された申請書及び資料は、当市における入札参加資格の確認以外に無断で使用することはできないものとする。
- ② 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ③ 申請書及び資料提出に関する問合せ先
龍ヶ崎市総務部財政課（契約指導検査グループ）（電話0297-60-1551）

5 入札参加資格がないと認められた者による苦情の申立て

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、龍ヶ崎市入札及び契約の過程に関する苦情処理要領（令和4年龍ヶ崎市告示第146号）の規定に基づき、その決定を知った日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に、市長に対して書面により苦情の申立てをすることができる。
- (2) (1)の書面の提出先は次のとおりとする。
龍ヶ崎市総務部財政課（契約指導検査グループ）（電話0297-60-1551）

6 契約書案、入札心得、図面、仕様書及び現場説明書

- (1) 契約書案、入札心得、図面、仕様書及び現場説明書（以下「設計図書」という。）は、次のとおり閲覧・貸出に供する。
 - ① 閲覧期間 本公告の日から令和7年2月4日までの毎日
 - ② 閲覧場所 入札情報サービス（PPI）
 - ③ 貸出期間 本公告の日から令和7年2月4日までの閉庁日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
 - ④ 貸出場所 龍ヶ崎市総務部財政課（契約指導検査グループ）
- (2) 設計図書に対する質問がある場合には、次のとおり書面により、受付場所への持参又は電子メールにより提出すること。
 - ① 受付期間 令和7年1月22日から令和7年1月23日まで
持参する場合は、上記期間の閉庁日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
 - ② 受付場所 龍ヶ崎市総務部財政課（契約指導検査グループ）
- (3) (2)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
 - ① 閲覧期間 令和7年1月24日から令和7年2月4日まで
 - ② 閲覧場所 龍ヶ崎市公式ホームページ

7 予定価格

270,270,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

8 入札書の提出期間及び提出場所等

- (1) 提出期間 令和7年1月22日から令和7年2月4日までの閉庁日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所 龍ヶ崎市総務部財政課（契約指導検査グループ）
- (3) その他 工事費内訳書を入札書に同封すること。

9 入札方法等

- (1) 入札書は、記8に定めた提出期間内に、持参又は郵送により提出場所に提出すること。ただし、郵送の場合は、提出期間の末日までの日本郵便株式会社の消印、かつ開札日時までの提出場所への到達を有効とする。
- (2) 電報又は電送による入札は認めない。
- (3) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を差し引いた額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、1回とする。ただし、予定価格を超えた入札は無効とする。
- (5) 龍ヶ崎市低入札価格調査制度実施要綱に基づく調査基準価格を設定する。
- (6) その他の事項は、入札心得による。

10 開札日時及び場所

- (1) 開札日時 令和7年2月6日 午前10時00分
- (2) 開札場所 龍ヶ崎市役所4階入札室

11 工事費内訳書の提出

- (1) 入札者全員に対して、入札書の提出と同時に入札書に記載された金額に対する工事費内訳書の提出を求める。したがって、入札者は、入札書に記載された金額に対する工事費内訳書を入札書に同封すること。なお、入札書に記載された金額と工事費内訳書に記載された合計金額が一致しない場合、又は工事費内訳書が同封されていない場合、当該入札は無効とする。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は工種ごとの金額、諸経費については共通仮設費、現場管理費、一般管理費及び契約保証費等の金額を明らかにすること。
- (3) 工事費内訳書は返却しない。提出された工事費内訳書は、原則公開する。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 要する（契約金額の100分の10以上。詳細は、入札心得による。）。

13 契約書作成の要否 別冊契約書案により契約書を作成するものとする。

14 支払条件 前金払40%以内及び完了払

15 建設リサイクル法に基づく再資源化等の義務付け 有

16 火災保険等付保の要否 要する

17 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得において示した条件等、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、入札参加資格がある旨確認された者であっても、確認の後、開札時点において記3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

18 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、規程に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、記4(3)の資料に記載した配置予定の技術者等を、当該工事の現場に配置すること。
- (4) 入札参加資格者又は入札者がいないときは、入札を不調とする。
- (5) この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第2条の規定により、龍ヶ崎市議会の議決を得るまでは仮契約とし、龍ヶ崎市議会の議決を得たる後、本契約として効力を有するものとする。
- (6) その他詳細不明の点については、次に照会のこと。
龍ヶ崎市総務部財政課（契約指導検査グループ）（電話0297-60-1551）